

山口友の会規約

名称

第1条 この会は山口友の会と称する。

事務局

第2条 この会の事務局は山口市朝田 1058（山口友の家）に置く。

目的

第3条 この会は家庭生活の健全な発達に力を尽くし、社会に働きかけることを目的とする。

事業

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 家庭生活合理化の研究、家事家計講習会等。
(2) 子供の食事、生活に関する講習。
(3) 福祉施設への協力等。
(4) 月1回会報の発行。
(5) その他、この会の目的を達成するために必要な活動。

会員と組織

第5条 この会は「婦人之友」の愛読者で山口市及びその周辺地域の女性を対象に、目的に賛同する者を会員とする。

役員

第6条 この会に次の役員を置く。
(1) 代表（総リーダー） 1名
(2) 副代表（副リーダー） 1名
(3) 会計及び監査他、各役員（以下委員と言う） 25名以内

役員を選任

第7条 代表その他の委員は、会員の互選によって選出する。

役員任期

第8条 代表及び委員の任期は1年とする。

役員職務

第9条

- (1) 代表はこの会を代表し、委員会の決定にもとづき会の運営にあたる。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表不在の時は代表の職務を代行する。
- (3) 会計はこの会の会計をつかさどる。
- (4) 監査はこの会の会計を監査する。
- (5) その他の委員は会の運営に関する業務を行う。

会議

第10条

- (1) 4月例会を総会とし、会の運営を協議し決定する。
- (2) 月1回以上の委員会を開く。

会議事項

第11条

この会で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) この会の年度事業計画及びその執行に関する事項。
- (2) この会の予算及び決算に関する事項。
- (3) この会の規約の改正に関する事項。
- (4) その他代表が必要と認めた事項。

活動

第12条

- (1) 月1回全員が集まる例会をもつ。
- (2) 地域の集まり（最寄会）をもつ。
- (3) 乳幼児、小学生を持つ親の集まりをもつ。
- (4) 高年の集まり（明日の友）をもつ。
- (5) その他 衣・食・住・家計に関する勉強を行う。

第13条 この会の会計は、次の収入を持ってこれに充てる。

- (1) 会費 月額 455 円
- (2) 友の家維持費 月額 400 円
- (3) その他の収入

付則 この規約は 2009年1月1日から 施行する。